

広島県税規則及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十五号

広島県税規則及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第三号中「別記様式第五号の二、別記様式第五号の四、別記様式第六号、」及び「別記様式第五号の六、」を削る。

「第五号の二

第五号の二の二 「第五号の二の二

第五号の三 第五号の三

第五号の四 第五号の四の二

第六条第一号中 第五号の四の二 を 第五号の五 に改め、同条第三号中

第五号の五 第五号の六の二

第五号の六 第五号の七

第五号の六の二 第五号の七の二

第五号の七 」

様式第六号

第六号の二 「別記様式第六号の二

第六号の二の二 を 第六号の二の二 に改め、同条第九号中 「第十一号の

第六号の三 」

二 を「第十一号の二」に改める。
三

第五十五条第三項中「若しくは別記様式第六号の三」を削り、「又は別記様式第八十二号の三」を「別記様式第八十二号の三又は別記様式第八十二号の五の五」に改める。

別記様式第五号(裏)の注中「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)や」の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パ

ーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）」と定める。

「広島県銀行の「広島県銀行」
様式第 5 号の 2 削除

「広島県 納付書」広島県 納付書
広島県銀行の「広島県」振替払込請求書 公 公
兼受領証 や 兼受領証 (金融機関控)」

「広島県」(当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合) や 「」の割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。)) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。)」と定める。

「広島県銀行の「広島県」(当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合) や 「」の割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。)) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。)」と定める。

「広島県銀行の「広島県」
様式第 5 号の 4 削除

様式第 5 号の 4 削除

「広島県 納付書 兼受領証」
「広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証 (金融機関控)」
「広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証

「(当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合)」や「(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。)) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。」と定める。

「(当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合)」や「(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。)) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。」と定める。

様式第 5 号の 6 削除

「広島県 納付書 兼受領証」
「広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証 (金融機関控)」
「広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証

「(当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年

4パーセントの割合を加算した割合)) の割合」^イ) の割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。)) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。) 」と定める。

民法第 17 条第 2 項第 1 号イの「(当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合)) の割合」^イ) の割合 (当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。)) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。) 」と定める。 同法第 17 条第 1 項イの「イ」。

様式第5号の7の2（第6条関係）

(表)

| | | | | |
|--|--------------|-----------|----------------|---|
| 県 税 | 不 動 産 取 得 税 | 納 税 通 知 書 | | |
| 賦課 年度 | 納期限 平成 年 月 日 | 賦課 番号 | 納税通知書 番 号 | |
| 様 | | | | |
| 取 得 し た 不動産の表示 | 取 得 年月日 | 取 得 原因 | 地 目 (構造・種類) | |
| 地積(延床面積)平方メートル | 価 格 | 円 | 税 額 | 円 |
| 持 分 | 税 率 | 控 除 額 | 延滞金額 | 円 |
| _____ | | 課税標準額 | 円 | 円 |
| 不動産の所在地 | | 合 計 額 | | |
| 上記の金額を納期限までに納付してください。 平成 年 月 日 広島県 県税事務所長 印 ◎裏面をお読みください。 ◎金額は訂正することができません。 | | | | |

- 備考 1 繰上徴収する場合は、「納期限」欄に通常の納期限のほかに、繰上徴収する旨及びその納期限を記載する。
- 2 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横11.7センチメートルとする。

(裏)

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定によって賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

| | |
|------------------|--|
| 納 付 場 所 | |
|------------------|--|

「広島県 納付書 公」
広島県銀行の振替払込請求書 兼受領証
「広島県 納付書 公」
広島県銀行の振替払込請求書 兼受領証 (金融機関控)

「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)」と定める。

「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)」と定める。

「広島県 納付書 公」
広島県銀行の振替払込請求書 兼受領証
「広島県 納付書 公」
広島県銀行の振替払込請求書 兼受領証 (金融機関控)」
「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」の割合(当該年の前年に

(裏)

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。

| | |
|------------------|--|
| 納 付 場 所 | |
|------------------|--|

別記様式様式第6号の3を次のように改める。

様式第6号の3 削除

「広島県 納付書
振替払込請求書 」
別記様式様式第6号の3の1(表)及び別記様式様式第6号の3の3(表)中 兼受領証 」

「広島県 納付書
振替払込請求書 」
兼受領証(金融機関控)」

別記様式様式第6号の3の1(表)及び別記様式様式第6号の3の3(表)「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」の割合」
)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)」」」

別記様式様式第11号の3 削除
様式第11号の3 削除

別記様式様式第11号の3(表)の2(表)及び別記様式様式第11号の3(表)の2(表)中「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」の割合」)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定めら

本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」と定める。

「広島県 納付書 公」 「広島県 納付書 公」
広島県振替払込請求書 振替払込請求書 兼受領証 兼受領証（金融機関控）」

「とぎん 口座振替」(2)「(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」(3)「(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」と定める。

「広島県 納付書 公」 「広島県 納付書 公」
広島県振替払込請求書 振替払込請求書 兼受領証 兼受領証（金融機関控）」

が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とします。) 」に定める。

民法第 648 条第 11 項(第 2 項)の(注)イ③中「(当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合)」や「(当該期間のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、当該特例基準割合)」に定める。

別記様式第八十二号の五の四の次に次の二様式を加える。

様式第82号の5の5（第55条関係）

| 自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用) | | | |
|--------------------------------------|----------|-----------|--|
| 有効期限 | 平成 年 月 日 | 登録番号 | |
| | | 車台番号(下7桁) | |
| 上記の自動車について滞納がないことを証明します。 平成 年 月 日 | | | |
| 広島県 県税事務所長 [印] | | | |

備考 用紙の大きさは、縦7.4センチメートル、横10.2センチメートルとする。

(広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則(平成十五年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第六項第三号(注)一中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」の割合(注)の割合(平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができるとする。